

議案第11号

葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

心身障害者福祉手当の支給の対象となる者の要件を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

葛飾区心身障害者福祉手当条例（昭和49年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「まで」の次に「及び第5号」を加える。

別表第1に次のように加える。

- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に記載されている精神障害の程度が1級であるもの

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 心身に改正後の別表第1第5号に定める程度の障害を有する者に係る心身障害者福祉手当の支給に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の第2条第2号及び別表第1第5号の規定は、令和2年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給につ

いては、なお従前の例による。

- 4 この条例の公布の日から施行日までの間に65歳に達する者であって、65歳に達する日前から心身に改正後の別表第1第5号に定める程度の障害を有するものに係る受給資格の認定の申請に限り、改正後の第3条第2項第4号中「65歳に達する日の前日」とあるのは、「令和2年10月31日」とする。